

| 令和3年東郷町教育委員会7月定例会       |  |
|-------------------------|--|
| 日時                      | 令和3年7月26日(月) 午後1時30分 開会<br>午後2時16分 閉会  |
| 場所                      | 東郷町役場 2階第4会議室  |
| 出席委員                    | 教 育 長 中根 一郎<br>教育長職務代理者 小出 直美<br>委 員 近藤 万友美<br>委 員 奥谷 美香<br>委 員 石田 守良  |
| 欠席委員                    | なし   |
| 説明のため<br>に出席した<br>職員の氏名 | 教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 長谷川 光巨<br>学校教育課長 荻野 直樹 生涯学習課長 坂野 丈就<br>給食センター所長 大原 貴浩  |
| 会議録作成職員                 | 学校教育課長 荻野 直樹   |
| 会議録署名委員                 | 中根教育長 石田委員   |
| 教育長の報告                  | 校長への指導事項等について  |
| 報告事項                    | (1) 7月校長会について(学校教育課)<br>(2) 後援名義の使用許可について(学校教育課)<br>(3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課)   |
| 議題                      | 議案第27号 令和4年度使用小中学校教科用図書の採択について<br>(学校教育課)<br>議案第28号 東郷町教員の働き方改革ガイドラインの策定について<br>(学校教育課)<br>議案第29号 後援名義の使用許可について(学校教育課)<br>議案第30号 東郷町教育委員会評価委員の委嘱について(学校教育課)<br>議案第31号 町指定文化財の指定について(生涯学習課)<br>専承第13号 令和3年度給食用物資納入業者の承認について<br>(給食センター) |
| 傍聴者                     | あり(1人)   |

|     |  |
|-----|--|
| 部長  | <p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 7 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p>  |
| 教育長 | <p>本日は、傍聴の方がお見えですので少し説明させていただきます。</p> <p>町教育委員会会議規則第14条の規定に基づく人事案件の場合、また、私語、談話又は拍手等をしないことなど町教育委員会傍聴人規則で定められたことを守れない場合は、退場していただくところになりますのであらかじめご了承ください。</p> <p>なお、傍聴席においての撮影及び録音等はできませんのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次に進めさせていただきます。</p>  |
| 教育長 | <p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と石田委員を指名したいと思いますのですが、いかがでしょうか。</p>  |
| 委員  | <p>全員異議なし</p>  |
| 教育長 | <p>異議なしとのことですので、7 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と石田委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>   |
| 教育長 | <p>7 月 9 日の校長会では、雨や暑い中、子どもたちのために登下校指導やコロナ感染防止の消毒等のお礼を伝えました。</p> <p>1 の不祥事防止関係では、各地で教員の不祥事が発表され、懲戒免職事例がある。飲酒運転、不必要な SNS のつながりを持たないよう先生方への指導をお願いしました。</p> <p>愛日事務協でも教育事務所長から教員の不祥事根絶のための指導徹底を依頼されたことを伝えました。</p> <p>2 の児童生徒関係の事故、事件については、大垣市で 6 歳の子が農業用水に落ちて溺死した事故がありました。危険な場所には近づかないよう指導をお願いしました。</p> <p>千葉県八街市でトラックが児童の列に突っ込み 5 人が死傷する痛ましい事故がありましたので、交通安全指導をお願いし、本町も通学路の危険箇所を登校時職員が同行し確認をすることを伝えました。</p> <p>3 の文部科学省、県の動きからでは、まん延防止等重点措置は 7 月 11 日までですが、引き続き「学校の新しい生活様式」、県からの通知内容を守りながら、感染対策を取るようお願いし、陽性者、濃厚接触者に対するいじめや心のケアの十分な配慮をお願いしました。</p> <p>4 の防災関係では、熱海市では土石流が発生し被害が出ているので、大雨で地盤がゆるみ急傾斜地など危険な場所には近づかないよう指導をお願いしま</p> |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>した。</p> <p>線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続くことがあるので、気象情報に注意しておくこと。校区内の過去の冠水箇所を把握しておき、安全に登下校できるよう指導しました。</p> <p>5の依頼事項は、教職員は不要不急の行動の自粛、県をまたぐ移動の自粛、大人数での食事会、歓送迎会等の自粛、マスクなしでの会話等、感染症予防の自覚をもって行動するよう指導をお願いしました。</p> <p>7月15日(木)は2回目のワクチン集団接種が行われるので、翌日は副反応で出勤できない教職員が何人も出ると思われるので、子どもたちが安全に学校生活を送れるよう十分な対応ができるようお願いしました。</p> <p>登下校、体育の授業、長い放課など熱中症対策をお願いしました。</p> <p>オーストラリア姉妹校交流事業は各校調整を取りながら計画的に進めるようお願いしました。</p> <p>暑くなり、水遊び等でため池や河川など危険な場所へ立ち入らないよう指導をお願いしました。</p> <p>総合学習等で校外に徒歩で出かける場合は、熱中症対策を十分講じるよう伝えました。</p> <p>6のその他では、校舎内のエアコンの設定温度を少し下げられるようにしますが、使い方を十分に考えながら使うように伝えました。</p> <p>高嶺小学校6年生が今年も7月6日、7日に愛知池でボート体験を実施してくれました。他の学校でも実施したいと希望があれば生涯学習課に相談するよう伝えました。</p> <p>以上で校長会の報告を終わります。</p> |
| 教育長    | <p>次に7月7日(水)小牧市役所での愛日地方教育事務協議会の報告です。</p> <p>会長あいさつの後、3の報告連絡事項では、事務局から今年度コロナ禍の中での学校訪問について各市町の意見を聞かれました。</p> <p>今回の実施方法でよい、各市町でばらつきがあるため、事務局で統一方法を検討してもらいたい、指導案作成は先生にとって大事なこと、授業を見るだけでも良いことなどの意見が出ました。</p> <p>4の尾張教育事務所からの指導事項は事務職員の不祥事による処分について、校長、教頭候補者任用試験の受験者への指導の依頼、教員の不祥事根絶への取り組み依頼などがありました。</p> <p>5の依頼事項では、児童生徒の事故の報告、中学校体育大会の日程についての説明、令和4年度公立学校教員採用選考試験の日程説明などがありました。</p> <p>以上で、事務協の報告を終わります。</p>  |
| 教育長    | <p>教育長からの報告は以上です。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p>   |
| 委員     | <p>通学路の点検の実績を教えてください。</p>   |
| 学校教育課長 | <p>通学路の点検は、児童の朝の登校に付き添う方法で、各校1から2箇所程度実施しました。報告書のとりまとめは、現在、安全安心課で行っています。</p>   |

|        |   |
|--------|---|
| 委員     | 直ぐに対応しなければならないところはありませんか。   |
| 学校教育課長 | そのような報告は、今のところ受けていません。  |
| 委員     | 結果報告の内容に応じて、対応の検討をお願いします。   |
| 委員     | WBGT の測定について、場所や環境によって値は大きく変わると思います。各学校に、装置がどこにどれだけあって、誰がいつ測定するのか、把握するようにしてください。  |
| 教育長    | ほかに質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。<br>次に、日程第 4、報告事項に入ります。<br>事務局から説明をお願いします。   |
| 参事     | <p>(1) 7月校長会について</p> <p>各校、感染症対策をとりながら、薬物乱用防止教室、携帯・スマホ安全教室など、外部講師を招いての研修講座を行いました。また、高嶺小6年生は、7月6日(火)、7日(水)の2日間、東郷調整池においてボート体験を行いました。ボートのできる役場職員をはじめ、地元ボート協会の方々にも指導していただき、たいへん有意義な体験活動となりました。</p> <p>小・中学校ともに、1学期の個人懇談会および終業式が終わりました。特に大きな問題があったという報告は聞いておりません。どの学校も、感染症対策を徹底し、順調に進めることができたと考えています。</p> <p>中学校では、無観客、1・2年生の応援なしという感染症対策のもと、運動部の夏の支所大会が終わりました。団体では、東郷中学校野球部、春木中学校ソフトテニス部女子と剣道部男子が優勝しました。また、個人でも、東郷中学校ソフトテニス部女子ペアが優勝するなど、3中学校とも生徒たちは本当によく頑張ったと思います。</p> <p>なお、支所大会同様の感染症対策を取りながら、早い種目で愛日大会は7月17日(土)から、県大会は7月24日(土)からそれぞれ行われています。</p> <p>教職員の6月の在校時間については、80時間超が22名でした。これは昨年度同月に比べ6名の減となっています。また、100時間超は一人もいませんでした。</p> <p>SSWは、学校または保護者からの要請に応じ、感染症対策を講じながら、積極的に活動を進めています。今年度も、夏休み前後の7月26日(月)、27日(火)および8月30日(月)、31日(火)の4日間、電話相談を行います。</p> |
| 学校教育課長 | <p>(2) 後援名義の使用許可について</p> <p>資料1ページをお願いします。</p> <p>令和3年6月21日から令和3年7月16日までに申請のあった件数は、資料のとおり1件です。</p> <p>昨年度に許可したものと同様の内容でした。</p>  |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>学校教育課長</p> | <p>(3) 要保護・準要保護児童生徒数について<br/>資料は2ページになります。</p> <p>令和3年6月22日から令和3年7月16日までに申請があり、認定した件数は5件で、現在の認定者の件数は、193件で、うち要保護2件、準要保護191件です。昨年同時期と比較すると7件の増となっています。</p> <p>今回の5件ですが、学校に配布した制度周知のちらしを見て、窓口相談に見えた方が1名、手続きが保留中であった方が3名、本町に転学による方が1名でした。</p> <p>新規認定の内訳は、母子家庭による収入が少ない家庭は2件、世帯の収入が少ない家庭が3件でした。</p> <p>また、学年ですが、小学校の1年生2件、4年生1件、6年生2件、中学校が1年生1件です。</p>   |
| <p>教育長</p>    | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。</p>   |
| <p>委員</p>     | <p>質問・意見なし</p>  |
| <p>教育長</p>    | <p>質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程第5、議題に入ります。</p> <p>議案第27号 令和4年度使用小中学校教科用図書の採択について、事務局の説明をお願いします。</p>   |
| <p>参事</p>     | <p>資料3ページをご覧ください。</p> <p>議案第27号 令和4年度使用小中学校教科用図書の採択について、別紙のとおり提案するものとします。</p> <p>この案を提出するのは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定に基づき、採択するため必要があるからです。</p> <p>はじめに、教科用図書の採択に係る全体概要を説明します。</p> <p>資料5ページの「愛知県令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準」をご覧ください。これは、愛知県教育委員会が示す教科用図書の採択基準ですが、基本的な方針として、1に示されたとおり「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施することとなっています。</p> <p>また、4・5・6に示されたように、採択地区協議会を設けて慎重かつ公正に、綿密な調査研究に基づき、種目ごとに一種選択することとなっています。</p> <p>次に、「採択にあたって準拠すべき事項」として、1、2に示されたように、小学校につきましては、令和3年度使用教科書と同一のものを採択することとなっております。なお、小学校使用教科用図書は、資料8ページをご覧ください。そして、中学校につきましては、令和3年度使用教科書と同一のものを採択することとし、社会科歴史的分野教科書については十分調査研究し、採択地区内中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択することとなっております。</p> <p>なお、3以下については、特別支援学校、県立、私立学校に関することです。</p> |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>ので省略します。</p> <p>続いて、東郷町が属する尾張東部教科用図書採択地区協議会の採択事務に関する経過報告を行います。</p> <p>4月22日に、市町教育長が協議会委員と研究員を推薦することとなりました。</p> <p>今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、協議会及び研究員打合せ会が書面にて開催されました。この間、中学校社会科歴史的分野につきましては調査研究が行われ、7月6日に結果が尾張東部教科用図書採択地区協議会に報告され、採択案がまとめられました。</p> <p>最後に資料10ページ、教科用図書の採択案一覧をご覧ください。</p> <p>まず、先ほど説明しましたように、中学校社会科歴史的分野以外は、引き続き同じものを採択することとなっておりますので、ご承知おきください。</p> <p>中学校の社会科歴史的分野の教科書につきましては、採択案のとおり「東京書籍」のものを使用することを提案いたします。この案について、ご審議の上、採択していただきますようお願いいたします。</p> |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、議案第27号について審議をお願いします。   |
| 委員  | 選定にあたって、どのような観点で調査研究が行われましたか。  |
| 参事  | <p>研究員は、共通の観点をもって調査研究にあたっています。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 学習指導要領の趣旨を踏まえた内容か</li> <li>② 愛知の教育の基本理念に即しているか</li> <li>③ 児童生徒の発達段階を考慮し、分量や内容が適切に選択されているか</li> <li>④ 児童生徒が深く考えることができ、多面的・多角的な見方や考え方ができるようになっているか</li> <li>⑤ 印刷の鮮やかさ、文字の大きさや色彩はよいか。丈夫であるか、などです。</li> </ol>  |
| 教育長 | ほかに、質問・意見がありましたらお願いします。  |
| 委員  | 尾張東部採択地区協議会の構成員はどのような人ですか。再確認させてください。  |
| 参事  | <p>昨年度同様、協議会委員は、愛日の各市町から教育委員会代表、校長代表、教諭代表の3名ずつです。そこに2名のPTA代表が加わり、総勢35名です。</p> <p>一方、研究員につきましては、中学校社会科の校長または教頭1名が研究部長、教諭7名が研究員として組織されています。</p> <p>これらの人材は、愛日地区の各市町から、発行社と利害関係のない人材をバランスよく選出しています。</p>   |
| 教育長 | ほかに、質問・意見がありましたらお願いします。  |
| 委員  | 採択協議会では、採択の理由として、どのようなことが協議されましたか。   |
| 参事  | <p>最初のご質問にありました共通の観点のほか、主体的・対話的で深い学びへの配慮はされているのかについても協議されました。</p> <p>その結果、程度に若干の違いはあるものの、各社ともに主体的・対話的で深</p>  |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>い学びに向けた工夫や配慮がされていました。</p> <p>その中であって「東京書籍」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学びに向かう力の育成に力を入れている</li> <li>・写真が豊富で、ユニバーサルデザインに力を入れている</li> <li>・「地域の歴史を調べよう」を各時代に設け、伝統・文化を愛する心が育つよう配慮がされている</li> </ul> <p>といった点が優れていると認められました。</p>  |
| 教育長    | 他に、質問・意見がありましたらお願いします。   |
| 委員     | これまでの使用実績を踏まえつつ、前回および今回の採択での調査研究からすれば、採択協議会の案は適切だと思います。  |
| 教育長    | ほかに、質問・意見がありましたらお願いします。  |
| 委員     | 質問・意見なし  |
| 教育長    | <p>ほかに質問・意見もないようですので、議案第27号 令和4年度使用小中学校教科用図書の採択について採決に入ります。</p> <p>議案第27号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。</p>  |
| 委員     | 全員挙手   |
| 教育長    | <p>全員賛成ですので、議案第27号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第28号 東郷町教員の働き方改革ガイドラインの策定について、事務局の説明を求めます。</p>   |
| 学校教育課長 | <p>東郷町教員の働き方改革ガイドラインについて、別紙のとおり策定するものとする。</p> <p>この案を提出するのは、教員の働き方改革を推進するために必要があるからである。</p> <p>資料12ページをお願いします。</p> <p>今回の「1 ガイドライン策定の趣旨」としては、これまで、東郷町教員の多忙化解消プランとして、令和元年度及び令和2年度を期間として取り組んできましたが、今回、愛知県において、昨年7月に「愛知県立学校の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「愛知県立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する指針」において、勤務時間外の在校時間の上限が1か月45時間、年間360時間と定められました。本町においては、令和3年3月26日の教育委員会定例会において、「東郷町立学校管理規則の一部改正」において、県と同様に、在校時間の上限を定めました。</p> <p>今回のガイドラインの策定は、これらの規則、方針に基づき、教員が学習指導、生徒指導などの本来的な業務に専念できる環境づくりを進める必要があるからです。</p> <p>「2 ガイドラインの期間」は、令和3年度から当面の間とします。</p> <p>「3 在校時間に関する方針」では、在校時間の上限の目安時間を学校管理規則に定める時間としています。</p> <p>「4 取組の柱及び具体的な内容」については、4つの項目を定めています。1つ目は、「(1) 長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化」です。</p> |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>学校教育委員会における取組として、既に導入していますタイムカードにより在校時間を正確かつ客観的に把握し、必要に応じて長時間労働の是正について指導します。また、1か月の在校時間が100時間を超えた場合は、医師による面接指導を実施します。</p> <p>夏季休業中の学校閉校日の設定やストレスチェック制度の実施、学校における自動応答機能付き電話の設置も継続していきます。</p> <p>各学校における取組は、学校の管理職は教員の在校時間の把握し、是正に取り組みます。</p> <p>定時退校日を月2回設定し、学校の開錠時間を7時、施錠時間を20時としています。</p> <p>2つ目は、「(2) 業務改善に向けた学校マネジメントの推進」です。<br/>教育委員会では、研修の実施と学校事務共同実施の更なる推進を図ります。<br/>学校では、校長のリーダーシップの下、教員の働き方に対する意識改革に努めます。</p> <p>3つ目は、「(3) 部活動指導に関わる負担の軽減」です。<br/>教育委員会では、「愛知地区の部活動のあり方」に基づいた活動を行い、部活動指導員制度について検討していきます。</p> <p>学校では、複数顧問制を基本とし、部活動を指導する教員の勤務状況を正確に把握します。</p> <p>4つ目として、「(4) 業務改善と環境整備に向けた取組」を行います。<br/>教育委員会では、主催する会議、研修、各種調査の精選を行い、導入済みの校務支援システムの有効活用のための研修を行うなど、事務の効率化、簡素化に取り組みます。</p> <p>学校では、学校経営案に教員の多忙化解消に向けた取り組みを明文化し、業務改善の意識の共有化を図り、勤務時間内にできる取組を実施していきます。</p> <p>最後に、「5 在校時間の把握と事後的検証」については、<br/>教育委員会としては、在校時間が長期化している教員に対する管理職の指導内容を把握し、職場環境の改善状況を安全衛生委員会で評価していきます。</p> <p>学校では、教員の在校時間を把握し、安全衛生委員会に報告するとともに、長時間労働の問題点について、教員間に共通認識を持たせるように啓発を行います。</p> |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、議案第28号について審議をお願いします。  |
| 委員  | 児童生徒に関わることでありますので、単純に少なくなれば良いというものではありませんが、働き方改革は、継続的・計画的に進めるようお願いいたします。  |
| 教育長 | ほかに質問もないようですので、採決に入ります。<br>議案第28号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。   |
| 委員  | 全員挙手  |
| 教育長 | 全員賛成ですので、議案第28号については原案のとおり可決します。<br>次に、議案第29号 後援名義の使用許可について、事務局の説明を求めます。  |

|        |  |
|--------|--|
| 学校教育課長 | <p>資料は、15ページからになります。</p> <p>後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主催者は、「キッズマネースクールあいち 親子スマイル校</li> <li>2 事業名は、地域応援企画 キッズマネースクール 「はたらくってなーに？おみせやさんごっこ」</li> <li>3 実施日は、令和3年8月27日（金）、なお令和4年3月31日まで不定期開催予定</li> <li>4 会場は、イーストプラザいこまい館です。</li> </ol> <p>この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるからである。</p> <p>資料16ページをお願いします。</p> <p>今回の事業の趣旨は、子どもたちに「お金」というものに興味を持ってもらい、少しでも金融教育のお手伝いとして、親子で考える場を提供したいとのことです。本町と同様に後援申請中の自治体は、豊明市、日進市、長久手市、みよし市など28自治体で、名古屋市にも申請予定とのことです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染対策も徹底して実施するとのことです。</p> |
| 教育長    | 説明が終わりましたので、議案第29号について審議をお願いします。   |
| 委員     | 今までに実施したことがない事業ですか。  |
| 学校教育課長 | 資料34ページにある開催実績のとおりで、愛知県では名古屋市、知立市、東海市で実績があります。   |
| 教育長    | ほかに質問もないようですので、採決に入ります。<br>議案第29号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。  |
| 委員     | 全員挙手   |
| 教育長    | 全員賛成ですので、議案第29号については原案のとおり可決します。<br>次に、議案第30号 東郷町教育委員会評価委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。   |
| 学校教育課長 | <p>資料は、35ページになります。</p> <p>東郷町教育委員会評価委員を下記のとおり委嘱するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委嘱する者<br/>杉浦慶一郎 現在は愛知教育大学の理事、副学長等です。<br/>半田 清春 現在の社会教育委員です。</li> <li>2 発令日付は、令和3年7月26日</li> <li>3 任期は、令和3年7月26日から令和3年12月31日までです。</li> </ol> <p>この案を提出するのは、東郷町教育委員会の点検及び評価に関する要綱第3条の規定に基づき、教育委員会が委嘱するため必要があるからである。</p> <p>今回委嘱予定の2名については、昨年度と同じ方です。</p>  |
| 教育長    | 説明が終わりましたので、議案第30号について審議をお願いします。   |
| 委員     | 質問・意見なし  |

|          |   |
|----------|---|
| 教育長      | ほかに質問もないようですので、採決に入ります。<br>議案第30号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。   |
| 委員       | 全員挙手  |
| 教育長      | 全員賛成ですので、議案第30号については原案のとおり可決します。<br>次に、議案第31号 町指定文化財の指定について、事務局の説明を求めます。  |
| 生涯学習課長   | 資料36ページをご覧ください。<br>町指定文化財の指定について<br>下記物件を町指定文化財に指定するものとする。<br>1 種別 工芸品<br>2 名称及び員数 傍示本 神明社 懸仏、1面<br>3 所在地 春木字上ノ畑996番地<br>4 所有者 管理者 傍示本春日社氏子総代長 水野政樹氏<br>この案を提出するのは、東郷町文化財保護条例第4条第1項ノ規定に基づき、町指定文化財に指定する必要があるためです。<br>本案件は令和3年3月定例会において、東郷町文化財保護条例に基づき、教育委員会から文化財保護委員会に対し、議案第9号「町指定文化財の指定に係る諮問について」を御承認いただいたものです。<br>この度、資料37ページのとおり7月16日付で東郷町文化財保護委員会会長野々山和夫氏から、東郷町教育委員会宛に、答申書が提出され、町指定の文化財の指定について、当委員会で慎重に審議した結果、指定することが適切であると認めるといふものでありましたので、本定例会に議案として提出させていただくものです。 |
| 教育長      | 説明が終わりましたので、議案第31号について審議をお願いします。  |
| 委員       | 質問・意見なし   |
| 教育長      | 質問もないようですので、採決に入ります。<br>議案第31号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。   |
| 委員       | 全員挙手  |
| 教育長      | 全員賛成ですので、議案第31号については原案のとおり可決します。<br>次に、専承第13号 令和3年度給食用物資納入業者の承認について、事務局の説明を求めます。  |
| 給食センター所長 | 資料40ページをご覧ください。<br>令和3年度給食用物資納入業者を、下記のとおり東郷町給食センター運営委員会で登録業者として選定したことについて、承認するものとする。<br>登録業者は、株式会社 豚市<br>登録期間は、令和3年7月26日から令和4年8月31日までです。この案を提出するのは、東郷町給食センター設置条例施行規則第5条の規定に基づき、教育委員会の承認を得る必要があるためです。  |
| 委員       | 追加した理由は何ですか。  |
| 給食センター所長 | 精肉関係の物資納入業者については、現在、3社の取引がございます。発注  |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>の多様性と、より安定した物資の納入を図るためです。</p> <p>肉の薄さなどの規格によって、対応できる業者が限られる場合があります、発注の際に、多くの業者に参加していただけるようにするためです。</p> |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、専承第13号について審議をお願いします。  |
| 教育長 | <p>ほかに質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>専承第13号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>                                   |
| 委員  | 挙手全員  |
| 教育長 | <p>全員賛成ですので、専承第13号については承認します。</p> <p>7月定例会の日程は、これですべて終了しました。</p> <p>これもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。</p> |